

○環境省告示第十三号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）別表第一第二号口及びニ並びに別表第一の二第八号の規定に基づき、国際海事機関海洋環境保護委員会の判定に基づき環境大臣が指定する物質（平成十八年十二月環境省告示第四百四十八号）等の一部を次のように改正する。

平成二十年三月十二日

環境大臣 鴨下 一郎

第一 国際海事機関海洋環境保護委員会の判定に基づき環境大臣が指定する物質（平成十八年十二月環境省告示第四百四十八号）の一部を次のように改正する。

二の表中 (131)を(141)とし、(115)から(130)までを十ずつ繰り下げ、(114)の次に次のように加える。

(115) ポリオレフィンポリアミンこはく酸イミドのオキシスルフィドモリブデン錯体

二の表中 (115)を(124)とし、(114)を(123)とし、(113)の次に次のように加える。

(114) ポリオレフィンアミドアルケンアミンポリオール

二の表中 (114)を(122)とし、(111)から(113)までを八ずつ繰り下げ、(110)の次に次のように加える。

(111) ポリエーテルのほう酸エステル（他の海洋環境の保全の見地から有害で

一〇

一

一

	ある又は有害でない物質と混合している状態で輸送されるものに限る。)	
	二の表中(111)を(118)とし、(93)から(110)までを七ずつ繰り下げ、(92)の次に次のように加える。	
(93)	パーム核油脂肪酸 (蒸留物に限る。)	一〇
	二の表中(93)を(99)とし、(77)から(92)までを六ずつ繰り下げ、(76)の次に次のように加える。	
(77)	デシルアルコール、ドデシルアルコール及びテトラデシルアルコールの混合物	一〇〇
	二の表中(77)を(82)とし、(28)から(76)までを五ずつ繰り下げ、(27)の次に次のように加える。	
(28)	アルケン酸ポリヒドロキシエステルのほう酸エステル	一
	二の表中(28)を(32)とし、(21)から(27)までを四ずつ繰り下げ、(20)の次に次のように加える。	
(21)	アルキルトルエン (アルキル基の炭素数が十八以上のもの及びその混合物に限る。)	一
(22)	アルキルトルエンスルホン酸カルシウム塩	一
	二の表中(22)を(24)とし、(17)から(21)までを二ずつ繰り下げ、(16)の次に次のように加える。	
(17)	長鎖アルキルサリチル酸カルシウム (アルキル基の炭素数が十八から二十八までのもの及びその混合物に限る。)	一
	二の表中(17)を(18)とし、(16)を(17)とし、(15)の次に次のように加える。	

(16) アルキルサリチル酸カルシウム（アルキル基の炭素数が十から二十八ま

でのもの及びその混合物に限る。）

四の表中(4)を(5)とし、(1)から(3)までを一つずつ繰り下げ、(2)の前に次のように加える。

(1) オレンジ果汁

○

一

第二 平成十九年四月環境省告示第三十一号は、廃止する。